

茨木市学童通学路に関する要綱

(目的)

- 第1 この要項は、茨木市立小学校および幼稚園（以下「小学校等」という。）の通学通園道路（以下「通学路」という。）に関する指定および基準等を定め、もって児童および園児（以下「学童」という。）の通学時における交通安全を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要項において「通学路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路および道路法に規定する以外の道路のうち、「通学路」として指定する道路および区間をいう。

- 2 前項の規定により指定する通学路のうち、道路法に規定する道路にかかるものを「第一種通学路」といい、道路法に規定する以外の道路（私道、農道、および里道）にかかるものを「第二種通学路」という。

(通学路の指定または変更)

- 第3 通学路の指定または変更は、茨木市教育委員会（以下「委員会」という。）が市長および警察署長等の同意を得て定める。

- 2 通学路の指定または変更を受けようとする場合、校（園）長（以下「校長」という。）は、学童通学路指定（変更）申請書（様式第1号）および関係図面を添えて、委員会へ申請しなければならない。

- 3 委員会は第1項の規定にもとづき、前項により申請された内容を、すみやかに協議に付し、その結果を当該申請のあった校長に通知しなければならない。

(通学路の指定の基準)

- 第4 第一種通学路の指定の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 学童が通学するため、一日につき往路おおむね20人以上通行する道路の区間
- (2) 前号に規定する道路の区間で、小学校等の出入口から、おおむね1キロメートルの区域に存するもの。
- (3) 前各号に定めるもののほか、学童の通学安全を確保するため、特に必要と認められるもの。

- 2 第二種通学路の指定の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 原則として、車両の交通量が少なく、かつ、第一種通学路に接続するもの。
- (2) 第一種通学路に接続する地点を起点として、おおむね500メートルの区域に存するもの。
- (3) 前2号の道路の区間を通行する学童の数が、1日につき往路おおむね40人以上であること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、学童の通学安全を確保するため特に必要と認められるもの。

(通学路の標示)

- 第5 市長は、第一種通学路については、別図のとおり、通学路の標示をしなければならない。ただし、第二種通学路については、原則として通学路の標示は行わない。

(通学路の措置)

第6 市長は、第一種通学路については、その安全対策として、おおむね次に掲げる措置を講じ、または、その促進を図らなければならない。

- (1) 道路幅員その他の状況に応じて歩道を設置する。
- (2) 必要と認める場所には、道路舗装、防護柵または道路反射鏡等の設置を行う。
- (3) 歩車道の区別のできない道路については警察署長と協議し、公安委員会の基準により交通規制を実施する。
- (4) 必要と認める横断箇所には、関係機関の長と協議して、横断歩道橋、横断歩道または交通信号機等を設置する。

2 市長は、第二種通学路については、原則として前項各号に掲げる措置を講じないものとする。ただし、特に必要と認められるものに限り、当該道路の管理者等の同意を得て、前項各号に準ずる措置を講ずるものとする。

3 校長は、通学路が指定または変更されたときは、学童に対しその旨を周知徹底させ、かつ、通学時の交通安全教育を推進しなければならない。

(学童の通行の禁止または制限)

第7 委員会は、通学路において、学童の通学安全に支障があると認めるときは、当該通学路の区間の全部または一部における学童の通行を禁止し、または制限することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長および委員会が協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

別表

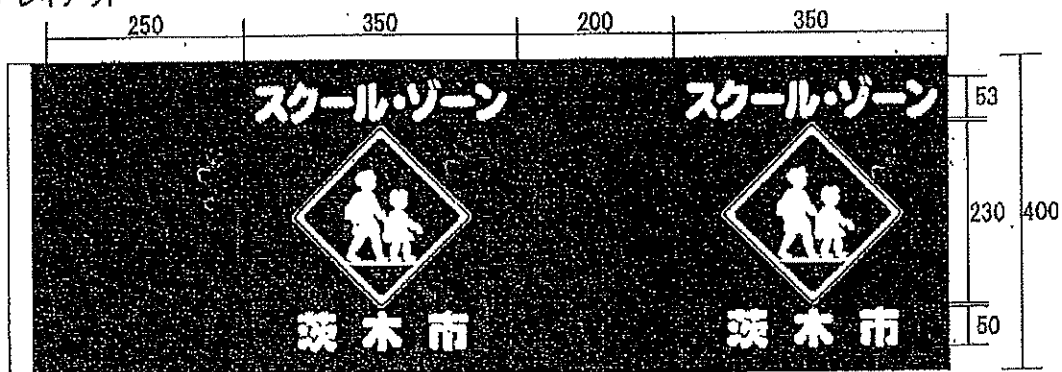
1. 通学路標識シート

デザイン

(1) 色調

- ① ベース ⇒ 緑色
- ② 文字、絵柄 ⇒ 白色

(2) レイアウト



2. 設置について

- ① 小学校や地域から要望のあった通学路の電柱に設置をする。
- ② 既存の標識シートで破損の激しいものやはがれそうなもの、表示内容のわかりにくいものは撤去し、新しいシートを設置する。
- ③ 既存の壁などに設置している木製、鉄製の標識は撤去する。

(様式第1号)

年 月 日

茨木市教育委員会
教育長

様

茨木市立 幼稚園
通対協支部長
茨木市立 幼稚園
校 長

通学路の指定(変更)について

標記のことについて、下記のとおり申請しますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1. 増設箇所 茨木市 丁目 番付近

・・・別紙地図のとおり

2. 児童数

3. 申請理由

(様式第1号)

年 月 日

茨木市教育委員会
教育長

様

茨木市立 小学校
通対協支部長
茨木市立 小学校
校 長

通学路の指定（変更）について

標記のことについて、下記のとおり申請しますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1. 増設箇所 茨木市 丁目 番付近

・・・別紙地図のとおり

2. 児童数

3. 申請理由